

広島県告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業八・七・二号西条駅南北線

三 事業施行期間

平成二十年九月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市西条町西条地内

使用の部分

広島県東広島市西条本町，西条町西条地内